

## 在外選挙（郵便等投票の活用について）

### 【ポイント】

●本年秋までに衆議院議員総選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿の登録を行うと、海外にいながら、国政選挙に投票することができます。

●当国では、新型コロナウイルスの感染が依然として高い数値で推移しています。また、ベネズエラ政府は、感染症対策として、隔離緩和と強化を週毎に繰り返す7＋7政策を実施しています。今後の当国の感染拡大の状況によっては、「在外公館投票」が実施できない、あるいは「在外公館投票」が実施される場合でも、投票所に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

●海外からの投票方法として、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能ですので、当国の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。なお、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも登録先の市区町村選挙管理委員会に請求することができますので、「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。

### 【本文】

1 本年秋までに衆議院議員総選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「帰国投票」の3つの投票方法により国政選挙（補欠選挙・再選挙を含む衆議院議員、参議院議員の選出選挙）に投票することができます。

2 当国では、新型コロナウイルスの感染が依然として高い数値で推移しています。また、ベネズエラ政府は、感染症対策として、隔離緩和と強化を週毎に繰り返す7＋7政策を実施しています。今後の当国の感染拡大の状況によっては、在外公館投票が実施できない、あるいは在外公館投票が実施される場合でも、投票所に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

3 海外からの在外選挙の投票方法としては、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能です。「郵便等投票」は、新型コロナウイルス感染防止の一助にもなりますので、当国の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。

「郵便等投票」は、在外選挙人名簿に登録された方が、海外から登録先の市区町村選挙管理委員会に対し、直接、投票用紙を請求し、投票用紙の交付を受け、記載済みの投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に郵送する投票方法で

す。投票用紙の請求・交付・送付に、選挙管理委員会との間で1往復半のやりとりを要するため、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも請求することができますので、「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。

4 なお、「郵便等投票」のために投票用紙の交付を受けた後でも、「郵便等投票」から「在外公館投票」に投票方法を切り替えることは可能です。

ただし、「郵便等投票」のために投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に請求する際、投票用紙等請求書と共に在外選挙人証を送付する必要があり、在外選挙人証が選挙管理委員会から返送されるまで、「在外公館投票」により投票することができませんので、ご注意ください。

在外選挙制度や投票方法等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>